

2014.09.01

商標法改正のお知らせ

世界最高の「知的財産立国」を目指し、我国の産業財産権法が改正されました。

報道等ですすでにご存知かと思いますが、諸外国で保護されている①**色彩**のみからなる商標、②**音**の商標の他、③**動き**の商標、④**ホログラム**商標、および⑤**位置**商標が保護対象に加わります。(2015年4月1日に施行されると予想されています) また、商工会、商工会議所及びNPO法人が、地域団体商標制度の登録主体に追加され、地域ブランドがより登録され易くなりました(今年8月1日施行済)

新しい商標の審査基準は、経済産業省の知的財産制度商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループで議論されており、弊所パートナーの加藤ちあきも同ワーキンググループのメンバーとして検討を重ねています。

新商標についての出願をお考えの場合には、どうぞご遠慮なくご相談ください。

【諸外国での登録例】

① 音の商標

第9類(携帯電話) 権利者: Sony Ericsson Mobile Communications AB



② 色彩のみからなる商標

第35類(コンビニにおける小売) 権利者: 7-Eleven, Inc.



③ 動きの商標

第 3 類 (洗濯用の漂白剤等)

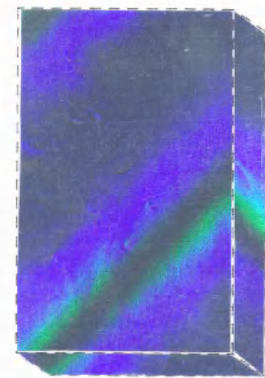
権利者 : The Procter & Gamble Company



④ ホログラム商標

第 34 類 (タバコ)

権利者 : Eve Holdings Inc.



⑤ 位置商標

第 25 類 (女性用ファッションデザイン履物)

権利者 : Christian Louboutin



以上